

三朝町創業支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三朝町補助金等交付規則（平成17年三朝町規則第13号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、三朝町創業支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、町内で創業するものを支援することによって、町内産業の振興に寄与し、もって町の活力及び賑わいの創出を促進することを目的として予算の範囲内で交付する。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、「創業」とは、新しく事業を開始することをいう（やむを得ない事情により休止した事業を再開する場合を含む。）。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、町内で創業する新規事業者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 三朝町商工会の会員であること（会員になる予定である者を含む。）又は産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第127条第2項の規定に基づき鳥取県中部圏域1市4町が共同で策定し、同条第4項の規定により認定された創業支援等事業計画に記載された同法第2条第26項に規定する特定創業支援等事業（以下「特定創業支援等事業」という。）による支援を受けた者であること。
- (2) 町税を滞納していない者であること。
- (3) 第9条の規定による交付決定を受けた日（以下「交付決定日」という。）から1年以上事業を継続する者であること。
- (4) 三朝町暴力団排除条例（平成24年三朝町条例第14号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 過去に本補助金又は三朝町空き店舗等活用支援補助金（平成28年三朝町告示第29号）、三朝町店舗改装等支援事業補助金（平成31年三朝町告示第48号）若しくは三朝町企業立地促進補助金（令和6年三朝町告示第47号）の交付を受けていない者であること。
- (6) 税務署に対して個人事業の開業届出又は法人設立届出を行う者（既に届出を行っている者を含む。）であること。

(補助対象事業)

第5条 本補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表の第1欄に掲げる事業のうち次に掲げる全ての要件に該当するものとする。

- (1) 町の商工業の発展及び賑わいの創出が期待できる事業であること。
- (2) 事業を開始するに当たって定めた具体的な計画を有し、創業から1年以上事業を継続する見込みがあると町が認めた事業であること。
- (3) 創業後、毎月おおむね20日以上営業すること。
- (4) 創業に際して法令に基づく資格が必要な場合は、当該資格を有し、又は創業までに有する見込みがあること。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を行う場合は、町長が不適当と認める業態のものでないこと。
- (6) 金融関係事業でないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本補助金の交付目的に照らして不適当と認められる事業でないこと。

2 補助対象事業の実施期間は、交付決定日が属する年度の3月31日までとする。

(本補助金の額等)

第6条 本補助金の額は、別表の第2欄に定める補助対象経費の合計額に同表の第3欄に定める補助率を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、同表の第4欄に定める額を上限とする。ただし、消費税及び地方消費税は補助対象経費から除くものとする。

(交付申請書に添付すべき書類)

第7条 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号から第3号までに掲げる書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 対象となる店舗の所有又は使用について正当な権原を有することを証する書類（賃貸借契約書等）の写し
- (3) 店舗の位置図及び平面図
- (4) 補助対象経費に係る金額が確認できる見積書等の写し
- (5) 町税の滞納の調査に係る同意書（様式第2号）
- (6) 商工会加入申込書の写し又は特定創業支援等事業による支援を受けたことを証明するもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める書類

2 本補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、創業予定の1か月前までに交付申請を行わなければならない。

3 本補助金の交付を受けようとする者が、前項に規定する期限までに交付申請を行うことができなかつたことについて災害その他やむを得ない理由があったと町長が認める場合は、同項の規定にかかわらず、創業から1年以内に限り、交付申請を行うことができる。

(本補助金に係る審査会)

第8条 規則第5条の規定による申請が本補助金の交付対象として適当と認められるかどうかについて、第三者からの意見を反映させるため、三朝町創業支援補助金の交付に係る審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、町長からの求めに応じて、申請内容等が本補助金の交付対象として適当か検討し、その結果を報告するものとする。

3 審査会は、次の審査員7人をもって構成する。

- (1) 三朝町商工会長
- (2) 三朝町商工会事務長
- (3) 三朝温泉観光協会長
- (4) 副町長
- (5) 地域振興監
- (6) 財政課長
- (7) 観光交流課長

4 審査会に審査員長を置き、副町長をもって充てる。

5 審査員長に事故があるとき、又は審査員長が欠けたときは、あらかじめ審査員長の指名する審査員がその職務を代理する。

6 審査会は、審査員長が招集する。

7 審査員が申請者及びその構成員と直接の利害関係があるときは、あらかじめ審査員長に自ら申し出るものとし、審査員長の同意を得なければ、審査会に参加することができない。

8 審査会の事務は、観光交流課において行う。

(本補助金の交付決定)

第9条 町長は、規則第5条の規定による申請があったときは、前条第2項の規定により審査会から報告を受けた内容を考慮して本補助金の交付の可否を決定し、その旨を三朝町創業支援補助金（交付・不交付）決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知しなければならない。

(本補助金の変更決定)

第10条 町長は、規則第12条第3項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、その内容について承認したときは、三朝町創業支援補助金交付（変更・中止）（承認・不承認）通知書（様式第4号）により、当該変更又は中止を申請した補助対象事業者に通知するものとする。この場合において、本補助金を増額する変更は行わないものとする。

(実施状況報告)

第11条 第9条の規定により本補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業が完了したときは、当該事業完了後30日以内に三朝町創業支援補助金実施状況報告書（様式第5号）に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る金額が確認できる請求書、内訳書及び領収書の写し
- (2) 税務署に提出した個人事業の開業等届出書又は法人設立届出書の写し
- (3) 実施状況が確認できる写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める書類

(交付の審査)

第12条 町長は、交付決定者から前条の規定による報告があったときは、その内容を速やかに審査し、本補助金の交付を適当と認めたときは、三朝町創業支援補助金実施状況確認通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告等)

第13条 規則第17条の規定にかかわらず、第6条第2項の規定に該当する交付決定者は、創業から1年を経過したときは、速やかに三朝町創業支援補助金実績報告書（様式第7号）に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 申告書又は決算書等
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める書類

2 町長は、交付決定者から前項の規定による報告があったときは、その内容を速やかに審査し、補助対象事業が決定内容に従って遂行されていると認めたときは、三朝町創業支援補助金確定通知書（様式第8号）により、交付決定者に通知するものとする。

(本補助金の支払の時期等)

第14条 本補助金の交付の時期及びその額は、次の各号に掲げる事業区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 別表の第1欄1及び2に定める事業 当該事業に係る交付決定額のうち、交付の申請をした年度に基本額の2分の1以内の額及び加算額を、当該年度の翌年度に交付決定額から既に交付した本補助金の額を控除した額を交付する。
- (2) 別表の第1欄3及び4に定める事業 交付決定額を交付の申請をした年度に交付する。

(支払の請求)

第15条 規則第20条第5号に掲げる書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 三朝町創業支援補助金実施状況確認通知書の写し
- (2) 三朝町創業支援補助金確定通知書の写し（第13条の規定による実績報告の後に請求する場合に限る。）

(本補助金の返還)

第16条 町長は、次のいずれかに該当するとき、交付の決定を取り消し、既に交付した本補助金について返還させるものとする。

- (1) 交付決定者が本補助金の申請に当たって、虚偽の申請をしたことが判明したとき。
- (2) 創業から1年未満で廃業したとき。

(状況報告)

第17条 町長は、必要があると認めるときは、補助事業の遂行状況について交付決定者に報告を求めることができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に事業を開始する者に係る補助金から適用する。

(三朝町空き店舗等活用支援補助金交付要綱の廃止)

- 2 三朝町空き店舗等活用支援補助金交付要綱（平成28年三朝町告示第29号）は廃止する。

なお、施行日前に同要綱の規定により交付の決定を受けた補助金については、同要綱の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この改正は、令和4年10月12日から施行し、同日以後に創業をする者に係る補助金について適用する。

附 則

この改正は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行し、同日以降に交付申請のあった本補助金から適用する。

附 則

この改正は、令和6年8月22日から施行し、令和6年度の本補助金から適用する。

附 則

この改正は、令和7年4月28日から施行し、令和7年度事業から適用する。

附 則

この改正は、令和8年1月6日から施行し、令和7年度事業から適用する。

別表（第5条、第6条関係）

事業区分	補助対象経費	補助対象外経費	補助率	限度額
1 新たに店舗を建設し創業するもの	(1) 新築及び増築工事費 (2) 外装工事費 (3) 内装工事費 (4) 設備工事費 (5) その他の工事費 ア 基礎、土台、柱、壁その他構造部分の耐震補強工事費 イ (1)から(4)までに掲げる工事に関連して行う解体工事費 (6) 設備、備品購入費 (7) 土地、建物、車両、機器等の賃借料（ただし、開業まで） (8) 法人登記に要する経費 (9) 知的財産登録に要する経費 (10) 創業時のマーティングに要する経費 (11) 技術指導受入れに要する経費 (12) その他町長が必要と認める経費	(1) 消耗品費 (2) 店舗の賃貸契約に係る敷金・礼金・保証金 (3) 火災保険料及び地震保険料等 (4) 建築資材、機器、設備、部品等を購入し、申請者自らが施工する工事費 (5) 店舗の用に供しない部分に係る経費 (6) その他補助対象として適当であると認められない経費	1／2	300 万円
2 物件を改修し、店舗として創業するもの				100 万円
3 既存の物件を改修しないで店舗として創業するもの				50 万円
4 地域おこし協力隊の任期2年目から任期終了後1年以内に、創業するもの又は事業を引き継ぐもの			10／10	100 万円